

## 海外新着情報（11月更新）

海外新着情報では、神奈川県との協力による海外駐在員との連携の中で得た「海外での企業活動の現状に関する情報」をご案内します。

### ○ 中国

#### ・新型コロナウイルスワクチンの再接種の開始

～中国・大連～（2021年10月21日）

10月18日（24時）時点、大連市の18歳以上の市民の87.91%は新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みであり、10月16日からは既に2回目を接種してから6か月以上経過した18歳以上の市民を対象に3回目のワクチン接種が開始されました。（大連市では、既に595万人がワクチンを2回接種済み。）

#### ・帯同家族の招聘状の申請受付が再開

～中国・大連～（2021年10月21日）

現在、日本国籍を所有する人が中国に渡航するためにはビザの取得が必要条件となっており、ビザの取得には中国政府による招聘状（インビテーション・レター）が申請書類として求められています。大連では、駐在員等の帯同家族への招聘状の申請受付が止められていましたが、10月に大連市政府に確認したところ、申請そのものは受け付ける旨の回答がありました。（ただし、現時点で発行される確証はなし。）

### ○ 東南アジア地域

#### ・46か国・地域を対象に検疫隔離なしでの入国を認める

～ タイ・バンコク ～（2021年10月26日）

タイ外務省は、日本を含む46か国・地域を対象に検疫隔離なしでの入国を認めることを発表し、11月1日から実施される予定です。

検疫隔離なしでの入国のためには、入国システム「タイランド・パス」への登録に加え、以下の条件を満たす必要があります。

・46か国・地域のいずれかに連続して21日以上滞在していること（タイ在住外国人については、対象国・地域に渡航し21日以内にタイに戻る場合、対象国・地域に21

日以上連続して滞在していなくても隔離は免除される)

- 空路で入国すること
  - タイ政府もしくは世界保健機関が承認した新型コロナウイルスのワクチン接種を渡航 14 日前までに完了していること
  - タイ政府から「SHA プラス」認定を受けたホテルまたは代替隔離施設を 1 泊分予約していること
  - タイ滞在期間全てを対象とする新型コロナウイルス感染症及び関連疾病の治療費を含む5万米ドル以上の医療保険に加入していること
  - 渡航前 72 時間以内に受けた PCR 検査の陰性証明書を所持していること
- なお、タイ到着時に PCR 検査を 1 回受ける必要があるが、検査費用はホテルまたは代替隔離施設の宿泊代に含まれる。

#### • 隔離なしでの入国を 11 カ国に拡大

～ シンガポール ～ (2021 年 10 月 19 日)

シンガポール民間航空庁 (CAAS) は、ワクチントラベルレーンの対象国をすでに認めているブルネイ、ドイツに加えて、8日に韓国 (11/15 から適用)、9日にカナダ、デンマーク、フランス、イタリア、オランダ、スペイン、英国、米国の欧米8カ国 (10/19 から適用) に拡大し、渡航者を隔離なしで受け入れると発表しました。

#### ○ 北米地域

##### • 外国籍渡米者に対するワクチン接種義務化への動きが加速化

～ 米国・ニューヨーク市 ～ (2021 年 10 月 14 日)

バイデン大統領は9月 20 日、11 月上旬から、米国に空路で入国する外国籍の成人に対してワクチン接種を義務付けると発表しました。これに伴い、現在国別にかけているアメリカへの入国制限は同時期に解除され、外国人旅行者はワクチン接種の完了やウイルス検査、接触者の追跡に応じることを条件に、アメリカへ入国できるようになる見込みです。

なお、陸路またはフェリーでの入国に関しては、2022 年 1 月上旬から、接種完了証明のない外国人については、必要不可欠な渡航であっても、米国への入国は認められなくなるとしています。